

とくしまサイクリング観光周遊プロモーション実施業務
企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 業務の目的

現在、整備が進められている大鳴門橋自転車道の開通を契機とし、国内外のサイクリストや観光客に向けて、サイクリングを活用した、鳴門地域を中心とする県内の観光スポットやグルメの紹介などを通じ、徳島県における観光周遊をPRし、本県でのサイクルツーリズムに対する認知度の向上に繋げる。

(2) 委託業務名

とくしまサイクリング観光周遊プロモーション実施業務

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 委託料上限額

金6,700,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

2 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、内容を審査の上、最優秀提案者を選定し、当該提案書の提出者を契約予定者とする。

3 参加資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

4 参加方法について

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号） A4判 1部

イ 企画提案書（様式第2号） A4判 5部

※任意様式による作成も可とする。

ウ 見積書 A4判 5部

※委託業務に係る消費税額は10%とする。

エ その他の添付書類

・過去の類似実績 5部

※様式については任意とする。

・法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しも可）

法人格を有しない場合は、これに類するもの 1部

・直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） 1部

(2) 提出期限

ア 令和8年8月14日（金）午後5時まで（必着）

イ、ウ、エ 令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限内必着）により提出すること。

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）に提出すること。

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

徳島県 観光スポーツ文化部 観光スポーツ文化政策課 自転車交流担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電子メール：kankousportsbunkaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

電話：088-621-2146 ファクシミリ：088-621-2837

5 提案者の選定

(1) 選定委員会の設置

徳島県観光スポーツ文化部内に設置する選定委員会において、提出書類の内容を(2)の評価基準に基づき採点するプレゼンテーション審査を行い、委託候補者を選定する。

なお、必要に応じて提案書に係るヒアリングを実施する場合がある。

また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。審査の結果、適切な事業者がない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。

ア プレゼンテーション実施日

令和8年8月下旬頃を予定（日時は別途通知）

イ プレゼンテーションの所要時間

1者あたり25分以内を予定（説明15分以内、質疑10分以内とし、変更の可能性あり）

ウ 注意事項

- ・各応募者のプレゼンテーション開始時刻及び実施場所は後日通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。
- ・プレゼンテーション出席者の所属・職・氏名をプレゼンテーション実施の2日前までにメールで報告すること。なお、出席者は最大3人までとし、オンラインの参加も認める。
- ・プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、評価の対象としない。
- ・選定委員会は非公開とする。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。
- ・モニターを使用した資料がある場合については、説明時間の中で会場に用意したモニターに映し出し説明することは可能とする。その場合、パソコンは各自において持参すること。
- ・企画提案書の提出者が多数の場合は、説明時間等を変更する場合がある。
- ・プレゼンテーションに要する全ての経費は、参加者の負担とする。

(2) 評価基準

次の項目により評価する。ただし、配点等に関する質問は受け付けない。

評価・選定項目	配点
総合的な企画力	
事業の趣旨を踏まえた提案の構成となっているか	10
大鳴門橋自転車道の開通を見据え、鳴門地域をはじめとする徳島でのサイクリングをPRする魅力的な内容となっているか	25
国内外に向け、十分な発信が期待できるインフルエンサーの人選がされているか	25
広報宣伝・情報発信の効果が満足に得られる企画がされているか	15
提案内容の実現性	
実施体制及びスケジュールは実現可能か	10
サイクリング中や企画の撮影にあたり、周囲を含む安全性が担保できる内容になっているか	10
予算の妥当性	
予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、提案内容と整合性が図られているか	10
過去の実績等	
インフルエンサーを活用した情報発信の実績の有無、及びその内容が十分に効果のあったものか	15
合計	120

(3) 選定結果

ア 提出書類を提出した全ての参加者に書面で通知するとともに県ホームページ等で公開する。

イ 選定等に関する照会には一切応じない。

ウ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。

エ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない。

(4) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

6 提出書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和8年8月14日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、質問書（様式第3号）により行うものとし、4の(4)に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。

なお、口頭での質問は受け付けない。

また、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。

(4) 質問に関する回答

電子メール又はファクシミリにより回答し、随時、徳島県のホームページに掲載する。

7 日程

令和8年7月10日（金） 募集開始

令和8年8月14日（金） 参加申込書、質問書の提出締切

令和8年8月21日（金） 企画提案書、見積書、その他の添付書類の提出締切

令和8年8月下旬予定 委託候補者選定委員会実施

令和8年9月上旬予定 選定結果通知・契約締結

8 契約に関する事項について

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある事に加え、選定委員会委員から出た意見について、出来るだけ業務内容に反映させることとする。

(2) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。

(3) 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

9 その他の留意事項について

(1) 企画提案書は1者1提案までとする。

(2) 企画提案はA4、11ポイント以上で作成し、説明資料を含むものとし、合わせて

30 ページ以内とする。

- (3) 企画提案に要する全ての経費は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、当該事業者が無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。
- (7) この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。